↑ 対象となる事業者・店舗

 <u> </u>	対象になる事業有「泊開	
	個人事業主は対象になるか。事業主の住所 が県外の場合も対象になるか。	個人事業主も対象です。店舗の住所が県内であれば補助対象です。
2	本社が県外の場合、対象になるか。	県内に店舗を有し、県内店舗において感染予防対策を実施する場合は 対象となります。
3	休業していたが対象となるか。	新型コロナウイルス感染症の影響により臨時的に休業している場合は対象となります。
4	補助金対象となる業種は飲食店のみか?	食品衛生法第52条第1項による「飲食店営業許可」及び「喫茶店営業 許可」を有するすべての店舗を対象としています。 なお、新型コロナウイルス感染予防対策協賛店の届出が必要です。
חר	新型コロナウイルス感染予防対策協賛店の 届け出は、補助金の申請書類と同時でもよい	協賛店の届け出は補助金申請前にお願いします。

Ⅱ 対象経費

<u>II</u>	対象経費	
1	補助対象となるのは、いつ以降に支払った経費か。	領収書の日付が令和3年1月15日以降の支払いであれば対象となります。
2	補助対象経費は限定的か。	県内のクラスター発生事案により、飲食店、喫茶店を対象とした緊急支援補助金を創設。感染症防止対策の中で限定的な取組に対し支援することとしています。(次の取組に対し補助)・パーティション設置に係る費用として、仕切り用アクリル板等の購入、設置工事・換気扇設置・改修工事費(検査・クリーニングは除く)・換気用窓、網戸取付工事費・扇風機、サーキュレータ・購入費(暖房・冷房機能のあるものは対象外)・CO2濃度測定器購入費・従業員の新型コロナウイルス検査費用(PCR検査、抗原検査)に限定しています。 ※衛生用品(マスク、アルコール消毒液)や検温器、エアコン、空気清浄機は対象外
3	対象経費の算出方法	送料、手数料、保証料は補助対象になりません。撤去・設置工事など購入した物品等を使用する上で必要不可欠な費用は補助の対象とします。
4	従業員のPCR検査費用について、非正規社 員分(パート、アルバイト等)も対象か。	補助対象です。 なお、法人または個人事業主(補助金の申請者)が負担した検査費用が 補助金の対象となります。
5	検査費用には検査キットの購入も含まれるか。	ドラッグストアやインターネット等で販売されている検査キットは対象外です。 検査機関での検査にかかる費用を対象としています。 <2月8日変更> 検査費用には検査キットの購入も含まれます。
6	お客様に使用する検査キットは対象となるか。	対象外です。従業員の検査に係る費用を対象としています。
7	空気清浄機能付き扇風機は対象か。	扇風機の基本的な機能(送風、首振り機能、風量調整)があれば対象です。ただし、暖房、冷房機能があるものは対象外です。
8	加湿機能付き扇風機は対象か。	扇風機の基本的な機能(送風、首振り機能、風量調整)があれば対象です。ただし、暖房、冷房機能があるものは対象外です。
9	卓上の扇風機は対象か。	補助対象外です。 卓上扇風機は一般的に小型で風量が弱く、換気効率を上げる目的での 使用と捉えることが難しいため。

10	天井に付けるシーリングファンは対象か。	補助対象外です。 シーリングファンは一般的に、空気の流れを上下方向で調節し、空気を循 環させるもののため、換気効率を上げる目的で使用するものではないた め。
11	すでに設置されている窓に網戸がないが、網 戸を設置する経費は対象か。	補助対象です。
12	FIX窓(開閉ができない窓)を換気のために開 閉できるように改修する経費は対象か。	補助対象です。
13	窓が老朽化等により開閉しにくくなっているが、改修費は対象か。	補助対象外です。

Ⅲ 申請手続き

Ш	中詴于続さ	
1	交付申請の手続きは不要か。	補助金事務の簡素化を図るため、交付申請・交付決定の手続きは省略し、事業完了後(購入・工事代金支払後)に、速やかに補助金申請(交付申請兼実績報告書の提出)をお願いします。
2	申請期限はいつまでか。	申請期限は令和3年3月15日(月)必着です。 なお、持参による提出は感染症防止対策の観点から、ご遠慮願います。 郵送または電子申請による申請をお願いします。
3	他の県補助金を受けているが申請できるか。	「新型コロナウイルス感染拡大予防対策推進事業補助金」など、新型コロナ関係補助金をすでに受給していても申請可能です。ただし、1つの支出(領収書)に対して複数の補助金を申請することはできません。
4	電子申請はできるか。	補助金のwebページから「とっとり電子申請サービス」にアクセスして申請してください。なお、手続きには利用者登録(メールアドレスが必要)が必要です。
5	申請書に押印は必要か。	個人事業主による申請は自署であれば押印不要ですが、法人の場合は代表者印の押印が必要です。なお、電子申請の場合は個人、法人問わず押印は不要です。

Ⅳ 補助金の支払い

	事業が完了したら申請書(交付申請書兼実績報告書)を提出してください。内容を審査し、補助金額を確定した後にお支払いします。
2 概算払い(前払い)は可能か。	精算払のみです。

<u>Ⅴ 申請書類</u>

1	補助対象にならない経費がまざったレシート等しかない。	補助の対象となる箇所に印をつける等、わかりやすく示していただければ 結構です。 なお、納品書、請求書だけでは実際に支払われたか確認がとれないた め、必ずレシート等の支出証拠書類をご提出いただいています。
2	領収書の摘要欄に記載がないが提出しても よいか。	明細が分かるもの(レシート等)の提出もお願いします。
3	銀行振込で支払ったため領収書がないが、 振り込んだ際の控えでもよいか。	振込の控えと経費の内容がわかるもの(請求書等)をあわせてご提出ください。
4	インターネット通販で購入し、クレジットカード やキャッシュレスで支払ったが、領収書を発 行してもらえない。	以下の①②の書類を提出してください。 ①クレジットカードの利用明細、キャッシュレス決済の明細 ②購入者氏名、購入日付、購入金額、決済方法、購入内容が確認でき る納品書等 なお、代引きの場合は領収書の提出が必要です。